

文教委員会資料②

1 令和7年第3回定例会提出予定議案の説明

(7) 議案第119号 川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第119号 川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

こども未来局

(令和7年8月28日)

議案第 1 1 9 号 川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について

1 条例改正の背景

- (1) 児童福祉法の一部改正（令和 7 年法律第 2 9 号）
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正（令和 7 年法律第 2 9 号）

2 改正の主な内容

- (1) 上記 1 に伴い、児童養護施設等の職員等が行った児童への虐待について、その事実確認及び当該児童の安全な生活環境の確保のために市が講じた措置の内容等の報告に係る事項を第 3 部会の調査審議事項としているところ、当該第 3 部会への報告の対象となる施設等に母子生活支援施設等を加えるもの
- (2) 上記 1 及び 2 に伴い、保育所、幼保連携型認定こども園等の職員等が行った児童等への虐待について、その事実確認及び当該児童等の安全な生活環境の確保のために市が講じた措置の内容等の報告に係る事項を新たに設置する部会の調査審議事項とするもの

3 川崎市児童福祉審議会の概要

(1) 目的等

児童福祉法等の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、児童福祉法第 8 条第 3 項の規定に基づき設置する市長の附属機関

(2) 所掌事務

- ア 児童の福祉に関すること。
- イ 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関すること。
- ウ 母子保健に関すること。
- エ 障害児の福祉に関すること。
- オ 児童福祉施設、家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業をいう。）及び乳児等通園支援事業に関すること。
- カ 里親に関すること。

キ 児童虐待の防止等に関すること。

(3) 部会

(現行)		(改正後)	
部会	主な調査審議事項	部会	主な調査審議事項
第1部会	里親に関すること。	第1部会	里親に関すること。
第2部会	児童の福祉に関すること（他の部会に係るものを除く。）。	第2部会	児童の福祉に関すること（他の部会に係るものを除く。）。
第3部会	児童の措置に関すること。 被措置児童等虐待に関する こと。	第3部会	児童の措置に関すること。 被措置児童等虐待に関する こと（ <u>児童養護施設、母子 生活支援施設等に係るもの に限る。</u> ）。
第4部会	児童虐待事例の検証に関する こと。	第4部会	<u>被措置児童等虐待等に関する こと（保育所、幼保連携 型認定こども園等に係るもの に限る。）。</u>
		第5部会	児童虐待事例の検証に関する こと。

4 施行期日

公布の日から施行

川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後		改正前	
○川崎市児童福祉審議会条例 平成12年 3 月24日 条例第15号 (部会)		○川崎市児童福祉審議会条例 平成12年 3 月24日 条例第15号 (部会)	
第 7 条 審議会に次の表左欄に掲げる部会を置き、同表右欄に掲げる事項を調査審議する。		第 7 条 審議会に次の表左欄に掲げる部会を置き、同表右欄に掲げる事項を調査審議する。	
第 1 部会	里親に関すること。	第 1 部会	里親に関すること。
第 2 部会	1 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関すること。 2 母子保健に関すること。 3 障害児の福祉に関すること。 4 児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く。）、家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業に係る認可、廃止承認及び最低基準維持に関すること。 5 放課後児童健全育成事業の最低基準維持に関すること。 6 芸能、出版物、玩具、遊戯等の推薦及びそれらの製作者、興行者、販売者等に対する必要な勧告に関すること。 7 その他児童の福祉に関すること（第 1 部会及び第 3 部会から第 5 部会までに係るものを除く。）。	第 2 部会	1 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関すること。 2 母子保健に関すること。 3 障害児の福祉に関すること。 4 児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く。）、家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業に係る認可、廃止承認及び最低基準維持に関すること。 5 放課後児童健全育成事業の最低基準維持に関すること。 6 芸能、出版物、玩具、遊戯等の推薦及びそれらの製作者、興行者、販売者等に対する必要な勧告に関すること。 7 その他児童の福祉に関すること（第 1 部会、第 3 部会及び第 4 部会に係るものを除く。）。
第 3 部会	1 法第27条第 6 項に規定する措置に関すること。 2 法第33条の15第 2 項に規定する報告に係る事項に関すること（ <u>児童自立生活援助事業、小規模住居型児童養育事業及び意見表明等支援事業、里親、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設及び児童心理治療施設並びに一時保護に係る被措置児童等虐待に係るものに限る。</u> ）。	第 3 部会	1 法第27条第 6 項に規定する措置に関すること。 2 法第33条の15第 3 項に規定する報告に係る事項に関すること。

改正後			改正前		
第4部会	1	法第33条の15第2項に規定する報告に係る事項に關すること（第3部会に係るものを除く。）。	(新設)		
	2	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第27条の6第2項に規定する報告に係る事項に關すること。			
第5部会		児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第4条第5項に規定する分析並びに調査研究及び検証に關すること。	第4部会		児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第4条第5項に規定する分析並びに調査研究及び検証に關すること。
2 各部会は、審議会の委員若干人で組織する。			2 各部会は、審議会の委員若干人で組織する。		
3 部会に属すべき委員は、委員長が審議会に諮って指名する。			3 部会に属すべき委員は、委員長が審議会に諮って指名する。		
4 部会に部会長及び副部会長各1人を置き、部会員の互選により定める。			4 部会に部会長及び副部会長各1人を置き、部会員の互選により定める。		
5 部会長は、その部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。			5 部会長は、その部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。		
6 第2項から前項までに定めるもののほか、部会については、前2条の規定を準用する。			6 第2項から前項までに定めるもののほか、部会については、前2条の規定を準用する。		
7 審議会は、第1項の表右欄に掲げる事項のうち、あらかじめ指定する事項については、各部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。			7 審議会は、第1項の表右欄に掲げる事項のうち、あらかじめ指定する事項については、各部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。		